

【提案項目】

少子化の現状を踏まえ、不妊症や不育症の方が安心して検査や治療を受けられるよう、次の措置を講じること。

1 特定不妊治療への保険適用拡大

不妊治療を必要とする方が安心して治療が受けられるよう、現在、医療保険の適用となっていない特定不妊治療についても対象とすること。

2 不育症の研究及び人材育成の推進

不育症については、検査や治療が可能な医療機関が限られていることなどが課題となっているため、更に国において不育症の研究や人材育成について推進していくこと。

【提案理由等】

1 不妊治療については、少子化社会対策基本法において、「不妊治療を望む方に対して良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、必要な施策を講ずること」としており、少子化対策の重要な柱となっている。

不妊治療のうち、体外受精、顕微授精については、医療保険が適用されておらず、全額患者負担となっており、1回の平均的な治療費は、それぞれ30万円、40万円と高額であり、患者の経済的負担は大変大きい。

都道府県、政令指定都市、中核市では、高額な治療費がかかる特定不妊治療について、その経済的負担を軽減するため、治療費に要する費用の助成を行っているが、申請件数が年々大幅に増加しており、財政状況が厳しい中、予算確保に苦慮している。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、現在保険適用となっていない特定不妊治療についても医療保険の適用対象とする必要がある。

2 不育症については、厚生労働省研究班の研究成果に基づき不育症管理に関する提言がなされ、平成24年度からは、不育症に対する支援について国庫補助対象となるなど、充実が図られたところであるが、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少ないことから、更に国において不育症の研究や人材育成に取り組んでいく必要がある。